

おくやみハンドブック
〜ご遺族の方へ〜

旭市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができる、おくやみ手続きナビもぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

旭市では、ご遺族が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口まで問い合わせてください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

旭市役所 0479-62-1212(代表)

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる、**おくやみ手続きナビ**もぜひご利用ください。



もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 住民票について	p.7
3. 健康保険について	p.8
4. 年金の手続きについて	p.9
5. 介護保険について	p.10
6. 障がい福祉の手続きについて	p.11
7. 子どもの福祉について	p.13
8. 税の手続きについて	p.15
9. 空き家になった住まいの今後について	p.17
10. 市役所で必要なその他の手続き	p.18
11. 問い合わせ窓口一覧	p.21
12. その他の主な手続き	p.25

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック		該当ページ
住民票	故人を含め同一世帯に15歳以上の人が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.7
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.8
	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
年金	国民年金・厚生年金を受給または加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.9
	農業者年金を受給または加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.10
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
障がい福祉	障がい者手帳などを持っていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
子ども	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.13
	児童扶養手当・ひとり親医療費助成を受けていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.14
	子ども医療費助成を受けていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
税	固定資産税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.15
	軽自動車や原動機付自転車などを持っていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.16
	市税などの納付を口座振替していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
その他	住んでいた家が空き家になりましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.17
	市営住宅に住んでいましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
	犬の飼い主でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.18
	山林を持っていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
	農地を持っていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.19
	上下水道・農業集落排水を使用していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き(32ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 <p>(27・28ページ参照)</p>
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(28ページ参照)

10か月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更など
○遺産分割協議(27ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付(28ページ参照)

市役所で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらも確認してください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい場合は、21ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈21ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈25ページ〉
市役所以外で
必要な手続きについて

1. 死亡届について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇ 火葬許可証

死亡届が受理された際に受け取れます。
埋火葬の際に必要となります。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、
亡くなった場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇ 必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) | 通
- ・印鑑

◇ 旭市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所1階 市民生活課

【休日・祝日(8:30~17:00)】

市役所1階 市民生活課(日直)

◆ 死亡の記載がされた戸籍謄本などの発行

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中に届出をした場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続などの手続きには、相続人の確定のため、亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本などが必要となる場合があります。

亡くなった方の除かれた住民票（除票）について

◆ 除かれた住民票（除票）を請求できる人

- ・自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために、住民票の記載事項を確認する必要がある人
- ・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある人
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある人

※疎明資料を持参してください。

(例)請求者が相続人であることを証明する戸籍謄本など。

亡くなった方と請求者の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

◆ マイナンバーが記載された、除かれた住民票（除票）の取得

亡くなった方のマイナンバーが記載された、除かれた住民票（除票）は、現在の制度上、取得することができません。除かれた住民票（除票）の提出先に、その旨を相談してください。

2. 住民票について

印鑑登録をしていた場合

死亡届の提出により登録が抹消されるため、手続きは必要ありません。

問い合わせ先

市民生活課 窓口班

世帯主変更

14日以内

死亡届が提出されると、届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されるので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、下記のいずれにも該当した場合、世帯主変更の手続きが必要です。

- ・世帯主が亡くなり、同一世帯に残された世帯員が2名以上いるとき
- ・残された世帯員がいずれも15歳以上のとき

■申請に必要なもの

- 手続きする人の本人確認書類
- 別世帯の人が手続きする場合は委任状

手続きができる人

亡くなった方と
同世帯の人

問い合わせ先

市民生活課 窓口班
1階7番
☎ 0479-62-5326

マイナンバーカードなどの返納

番号制度の手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となる場合があるので、マイナンバーカード・通知カードの廃棄は、その他の手続きが済んだら安全に廃棄するか、返納してください。

手続きができる人

亡くなった方と
同世帯の人

問い合わせ先

市民生活課 窓口班
1階7番
☎ 0479-62-5326

3. 健康保険について

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた場合

葬祭費の請求

■申請に必要なもの

申請者（葬祭を行った人）の振込先口座がわかるもの（預金通帳など）

葬祭を行った人が確認できるもの（葬儀の領収書、会葬礼状など）

※葬祭費の請求は、葬儀を行った翌日から2年以内に申請してください。

手続きができる人

葬祭を行った人または、
葬祭を行った人と同世帯の人

問い合わせ先

保険年金課

国民健康保険班

1階11番

☎ 0479-62-5331

高齢者医療年金班

1階10番

☎ 0479-62-5882

MEMO

4. 年金の手続きについて

国民年金、厚生年金を受給していた、または加入していた場合

すみやかに

年金資格喪失の届出

■申請に必要なもの

- 亡くなった方の年金証書
- 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの
- 申請者のマイナンバーカードまたは通知カード

手続きができる人

ご遺族

問い合わせ先

保険年金課
高齢者医療年金班
1階10番
☎ 0479-62-5332

佐原年金事務所
☎ 0478-54-1442

農業者年金を受給していた、または加入していた場合

すみやかに

◇農業者年金死亡関係届出書

最寄りのJAちばみどり各支店に届出をする必要があります。
死亡届が提出された翌月に案内が届くので、確認してください。

■届出に必要なもの

- 亡くなった方の戸籍謄本など(死亡日の記載があるもの)
- 農業者年金証書(紛失した場合は、農業者年金証書紛失届)
- 届出者の振込口座がわかるもの(預金通帳など)
- 亡くなった方と届出者の続柄を確認できる書類(届出者の戸籍謄本など)

※未支給分などがある場合、請求できる遺族の優先順位は、配偶者、子、父母、孫の順です。

手続きができる人

ご遺族

問い合わせ先

農業委員会事務局
3階23番
☎ 0479-74-7187

5. 介護保険について

介護保険の手続きについて

すみやかに

- ・介護保険被保険者証の返却
- ・介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却(持っていた方のみ)

手続きができる人

ご遺族

問い合わせ先

■申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証

高齢者福祉課

介護保険班

1階13番

☎ 0479-62-5308

MEMO

6. 障がい福祉の手続きについて

障がい者手帳などを持っていた場合	すみやかに
障がい者手帳(身体・療育・精神)の返却	手続きができる人
■申請に必要なもの □障がい者手帳	親族または同居の縁故者
	問い合わせ先
	社会福祉課 障害福祉班 1階14番 ☎ 0479-62-5351

各種障がい手当などの手続きについて	すみやかに
◇各種障がい手当などの資格喪失、変更届などの提出	手続きができる人
・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当 ・心身障害者扶養年金	親族または相続人
■申請に必要なもの □手当・年金ごとに手続きが異なるため、くわしくは問い合わせてください。	問い合わせ先
	社会福祉課 障害福祉班 1階14番 ☎0479-62-5351

各種医療費助成金を受給していた場合	すみやかに
◇受給資格証の返却	手続きができる人
・重度心身障害者医療費助成給付受給資格者証 ・自立支援医療受給者証(精神通院)	親族または相続人
■申請に必要なもの □受給資格証	問い合わせ先
※重度心身障害者・難病療養者医療費助成の対象となる未申請の費用がある場合は相談してください。また、振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。	社会福祉課 障害福祉班 1階14番 ☎ 0479-62-5351

福祉タクシー利用券の交付を受けていた場合

すみやかに

利用券の返却

手続きができる人

- 申請に必要なもの
- 福祉タクシー利用券

親族または相続人

問い合わせ先

社会福祉課
障害福祉班
1階14番
☎ 0479-62-5351

障害福祉サービスを利用していた場合

すみやかに

受給者証の返却

手続きができる人

- 申請に必要なもの
- 福祉サービス受給者証

親族または相続人

問い合わせ先

社会福祉課
障害福祉班
1階14番
☎ 0479-62-5351

MEMO

7. 子どもの福祉について

<p>児童手当を本人または家族などが受給していた場合</p> <p>◇受給者が亡くなった場合 ・未支給請求書(未支払の手当があるとき) ・認定請求書 ◇対象児童が亡くなった場合 受給事由消滅届または額改定届</p> <p>■申請に必要なもの <input type="checkbox"/>個々の状況により必要な持ち物が異なるので、問い合わせてください。 ※新たに児童扶養手当などが受給できる場合があります。手続き期限がある場合もあるため、詳細は早めに問い合わせてください。</p>	<p>死亡日の翌日から15日以内</p> <p>手続きができる人 受給者または受給者の配偶者</p> <p>問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援班 2階16A番 ☎ 0479-62-8012</p>
<p>児童扶養手当を本人または家族などが受給していた場合</p> <p>◇受給者が亡くなった場合 ・受給者死亡届 ・未支払手当請求書(未支払の手当があるとき) ・認定請求書 ※亡くなった方に代わって児童を養育する人が申請者となります。 ◇対象児童が亡くなった場合 資格喪失届または額改定届 ◇受給者の同居親族が亡くなった場合 支給停止関係消滅届 ◇受給者の配偶者が亡くなった場合 支給事由変更届</p> <p>■申請に必要なもの <input type="checkbox"/>個々の状況により必要な持ち物が異なるので、問い合わせてください。 ※手続き期限がある場合もあるため、詳細は早めに問い合わせてください。</p>	<p>すみやかに</p> <p>手続きができる人 受給者または代わって児童を養育する人</p> <p>問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援班 2階16A番 ☎ 0479-62-8012</p>
<p>ひとり親家庭等医療費助成を受けていた場合</p> <p>変更届または喪失届</p> <p>■申請に必要なもの <input type="checkbox"/>個々の状況により必要な持ち物が異なるので、問い合わせてください。 ※手続き期限がある場合もあるため、詳細は早めに問い合わせてください。</p>	<p>すみやかに</p> <p>手続きができる人 代わって児童を養育する人</p> <p>問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援班 2階16A番 ☎ 0479-62-8012</p>

子ども医療費助成を受けていた場合

すみやかに

- ◇保護者が亡くなった場合
変更届
- ◇対象児童が亡くなった場合
資格喪失届

- 申請に必要なもの
- 個々の状況により必要な持ち物が異なるので、問い合わせてください。
- ※手続き期限がある場合もあるため、詳細は早めに問い合わせてください。

手続きができる人

保護者

問い合わせ先

子育て支援課
子育て支援班
2階16A番
☎ 0479-62-8012

保育所などを利用している場合

- ◇保護者が亡くなった場合／通所児童が亡くなった場合
家庭状況報告書の提出
- ※口座名義を変更する場合は、変更先の金融機関で手続きが必要です。
- ※手続日及び振替日によっては、届出内容が反映される前に従前の口座から振替となる場合があります。

- 申請に必要なもの
- 手続きする人の本人確認書類

手続きができる人

親族または相続人

問い合わせ先

子育て支援課
保育所運営班
2階16A番
☎ 0479-62-5313

放課後児童クラブを利用している場合

- ◇保護者が亡くなった場合
保護者が亡くなり口座名義を変更する場合は、変更先の金融機関で手続きが必要です。
- ◇加入児童が亡くなった場合
退所手続きが必要なため、窓口までお越しください。

手続きができる人

保護者

問い合わせ先

教育総務課 指導班
4階32番
☎ 0479-85-8634

旭市育英資金給付金受給に関連する場合

すみやかに

- ◇受給者または対象の学生が亡くなった場合
- ◇身元保証人が亡くなった場合

- 申請に必要なもの
- 個々の状況により必要な持ち物が異なるので、問い合わせてください。
- ※手続き期限がある場合もあるため、詳細は早めに問い合わせてください。

手続きができる人

受給者または代わって
手続きをする人

問い合わせ先

教育総務課 総務班
4階32番
☎ 0479-85-8617

8. 税の手続きについて

固定資産（土地、家屋）を持っていた場合	すみやかに
相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）	手続きができる人
※別途、相続登記が必要です。くわしくは千葉地方法務局 匝瑳支局（☎0479-72-0334）へ問い合わせてください。 （令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。）	相続人
	問い合わせ先
	税務課 資産税班 1階5番 ☎ 0479-62-5323

旭市ナンバーの原付バイク（125cc以下）やトラクターなどを持っていた場合	すみやかに
名義変更または廃車手続き	手続きができる人
■申請に必要なもの <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（無くても手続き可能） <input type="checkbox"/> 関係がわかる戸籍謄本など（別居の家族が手続きする場合のみ）	親族または相続人
	問い合わせ先
	税務課 課税班 1階4番 ☎ 0479-62-5321

市税などの納付を口座振替していた場合	すみやかに
◇亡くなった方名義の口座から市税などの振替をしている場合 口座振替変更または廃止届の提出	手続きができる人
■申請に必要なもの <input type="checkbox"/> 納税通知書（手元にない場合は相談してください） <input type="checkbox"/> 金融機関窓口で口座振替を変更する場合は、新しく登録する金融機関の通帳及び届出印 <input type="checkbox"/> 市役所窓口で口座振替を変更する場合は、新しく登録する金融機関のキャッシュカード及び申請者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など） ※手続日及び振替日によっては、届出内容が反映される前に従前の口座から振替となる場合があります。	親族または相続人
	問い合わせ先
	税務課 収税班 1階3番 ☎ 0479-62-5322

市民税・県民税を納付していた場合

すみやかに

■概要

個人の市民税・県民税は、前年中の所得をもとに計算され、課税される年の1月1日現在に住んでいた市町村に納めることになっています。したがって、年の途中で亡くなった方（1月2日以降に亡くなった方）についても、今年度の市民税・県民税は全て納める必要があります。

亡くなった方の市民税・県民税については、相続人に納税の義務が生じるので、相続をする代表の人は、相続人代表者指定届を提出してください。

手続きができる人

相続人

問い合わせ先

税務課
課税班
1階4番
☎ 0479-62-5321

MEMO

9. 空き家になった住まいの今後について

空き家を売却や賃貸する場合

■概要

通常の不動産物件として売却や賃貸する他に、市が行う空家・空地バンクを利用して売却や賃貸ができる可能性があります。
くわしい内容は都市整備課に相談してください。

手続きができる人

相続人または
土地建物の所有者

問い合わせ先

都市整備課
建築住宅班
2階18番
☎ 0479-62-5895

空き家を改修する場合

■旭市空家活用支援事業

空き家を改修して地域活性化を図る施設（交流施設や体験学習施設など）にする場合、改修費用に対して補助金が受けられます。
くわしい内容は都市整備課に相談してください。

手続きができる人

相続人または
土地建物の所有者

問い合わせ先

都市整備課
建築住宅班
2階18番
☎ 0479-62-5895

空き家を解体する場合

■旭市空家等除却事業

空き家とその敷地にある全てのものを解体し更地にする場合、空家の解体費用に対して補助が受けられる制度があります。
空き家の状態によって補助を受けられる要件に違いがあるので、くわしい内容は都市整備課に相談してください。

手続きができる人

相続人または
土地建物の所有者

問い合わせ先

都市整備課
建築住宅班
2階18番
☎ 0479-62-5895

10. 市役所で必要なその他の手続き

市営住宅に住んでいた場合	すみやかに
<ul style="list-style-type: none">・市営住宅退去届の提出・市営住宅承継入居承認申請書の提出・市営住宅同居者異動届出書の提出 <p>■申請に必要なもの □同居人または親族の印鑑 ※個々の状況により提出する書類が異なるので、必ず都市整備課に相談してください。</p>	手続きができる人 同居人または親族
	問い合わせ先 都市整備課 建築住宅班 2階18番 ☎ 0479-62-5895

飼い犬を所有していた場合	すみやかに
新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更手続き	手続きができる人 親族または相続人
<p>■申請に必要なもの □鑑札もしくは集合注射の案内はがきなど、犬の鑑札番号のわかるもの ※犬の鑑札などが手元になくても手続きは可能です。</p>	問い合わせ先 環境課 環境美化班 2階20番 ☎ 0479-62-5329

山林を相続した場合	90日以内
相続開始から90日以内に、森林法第10条の7の2第1項の規定による「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となる場合があります。市内山林の地番を確認し、農水産課に相談してください。	手続きができる人 相続人
<p>■申請に必要なもの □相続した山林がわかる書類(全部事項証明書または登記完了証:写し可)</p>	問い合わせ先 農水産課 農業基盤整備班 3階24番 ☎0479-74-3660

農地を相続した場合

すみやかに

農地の相続登記終了後、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続きができる人

相続人

■申請に必要なもの

- 相続した農地がわかる書類（全部事項証明書または電子申請による登記完了証）
- 相続人の住民票（本籍地の記載があるもの）

問い合わせ先

農業委員会事務局
3階23番
☎ 0479-74-7187

上下水道・農業集落排水の手続き

すみやかに

名義変更または使用中止など

※今後使用しない場合は、使用中止の手続きをしないと料金が発生するので、早めに手続きをしてください。

手続きができる人

親族または相続人

■申請に必要なもの

- 新しく名義人になる人の印鑑
- ※書類によっては押印が必要です。
- 亡くなった方名義の口座から各種料金の振替をしている場合は、別途手続きが必要となるので、問い合わせてください。

問い合わせ先

旭市上下水道
お客様センター
旭市ニの5911番地1
旭市浄化センター1階
☎ 0479-63-8881

MEMO

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

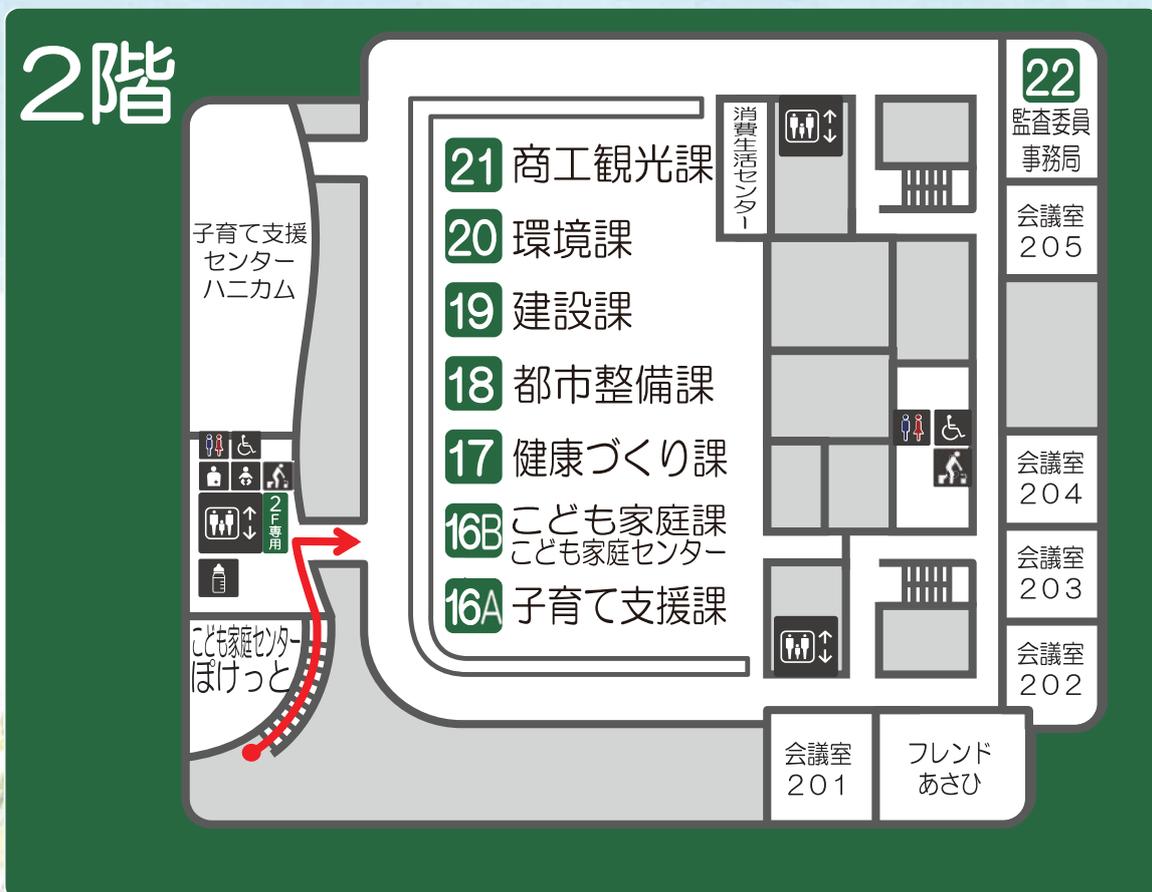
11. 問い合わせ窓口一覧

項目	担当部署	担当係	主な手続きの内容
世帯主変更	市民生活課	窓口班 ☎ 0479-62-5326	亡くなった方と同世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合、手続きが必要です。
国民健康保険	保険年金課	国民健康保険班 ☎ 0479-62-5331	葬祭費の申請をしてください。
後期高齢者医療制度		高齢者医療年金班 ☎ 0479-62-5882 ☎ 0479-62-5332	葬祭費の申請をしてください。 未支給年金請求などの手続きが必要な場合があります。
年金受給(加入)者	社会福祉課	介護保険班 ☎ 0479-62-5308	被保険者証を返却してください。
介護保険の被保険者証を持っていた方		障がい者手帳	手帳などを返却してください。
障がい者手当・医療費助成		各種障がい手当・医療費助成	受給者の変更や廃止手続きが必要な場合があります。
障害福祉サービスの利用者			受給者証を返却してください。
児童手当、子ども医療費助成	子育て支援課	子育て支援班 ☎ 0479-62-8012	手続きが必要になる場合があります。
児童扶養手当・ひとり親医療費助成			手続きが必要になる場合があります。
保育所などを利用している場合		保育所運営班 ☎ 0479-62-5313	手続きが必要になる場合があります。
固定資産の所有者	税務課	資産税班 ☎ 0479-62-5323	相続人代表者指定届などの手続きが必要です。
原動機付自転車などの所有者(旭市ナンバー)		課税班 ☎ 0479-62-5321	廃車または名義変更の手続きが必要です。
市税を口座振替していた方		収税班 ☎ 0479-62-5322	口座振替の廃止または変更の手続きが必要です。
亡くなった方の住まいが空き家になる場合	都市整備課	建築住宅班 ☎ 0479-62-5895	空き家の管理などについて相談できます。
市営住宅			手続きが必要です。

項目	担当部署	担当係	主な手続きの内容
飼い犬(ペット)を飼っていた方	環境課	環境美化班 ☎ 0479-62-5329	犬の登録事項の変更手続きが必要です。
山林を相続した場合	農水産課	農業基盤整備班 ☎ 0479-74-3660	手続きが必要になる場合があります。
上下水道 農業集落排水	旭市上下水道 お客様センター	お客様センター ☎ 0479-63-8881	名義変更または使用休止の手続きが必要です。
農業者年金受給 (加入)者	農業委員会事務局	☎ 0479-74-7187	JAちばみどり各支店で手続きが必要です。
農地を相続した場合			相続登記終了後、届出が必要です。
放課後児童クラブ 利用者	教育総務課	指導班 ☎ 0479-85-8634	手続きが必要になる場合があります。
旭市育英資金給付金		総務班 ☎ 0479-85-8617	手続きが必要です。

MEMO

庁舎案内図



12. その他の主な手続き

◇亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証など (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失するので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金への加入		年金の3号被保険者だった配偶者は、国民年金の種別変更届が必要です。
最終給与、 退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に確認してください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	一定の要件に当てはまる場合に遺族に支払われる年金です。 受給資格要件などがあるので、お近くの年金事務所に確認してください。

◇亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

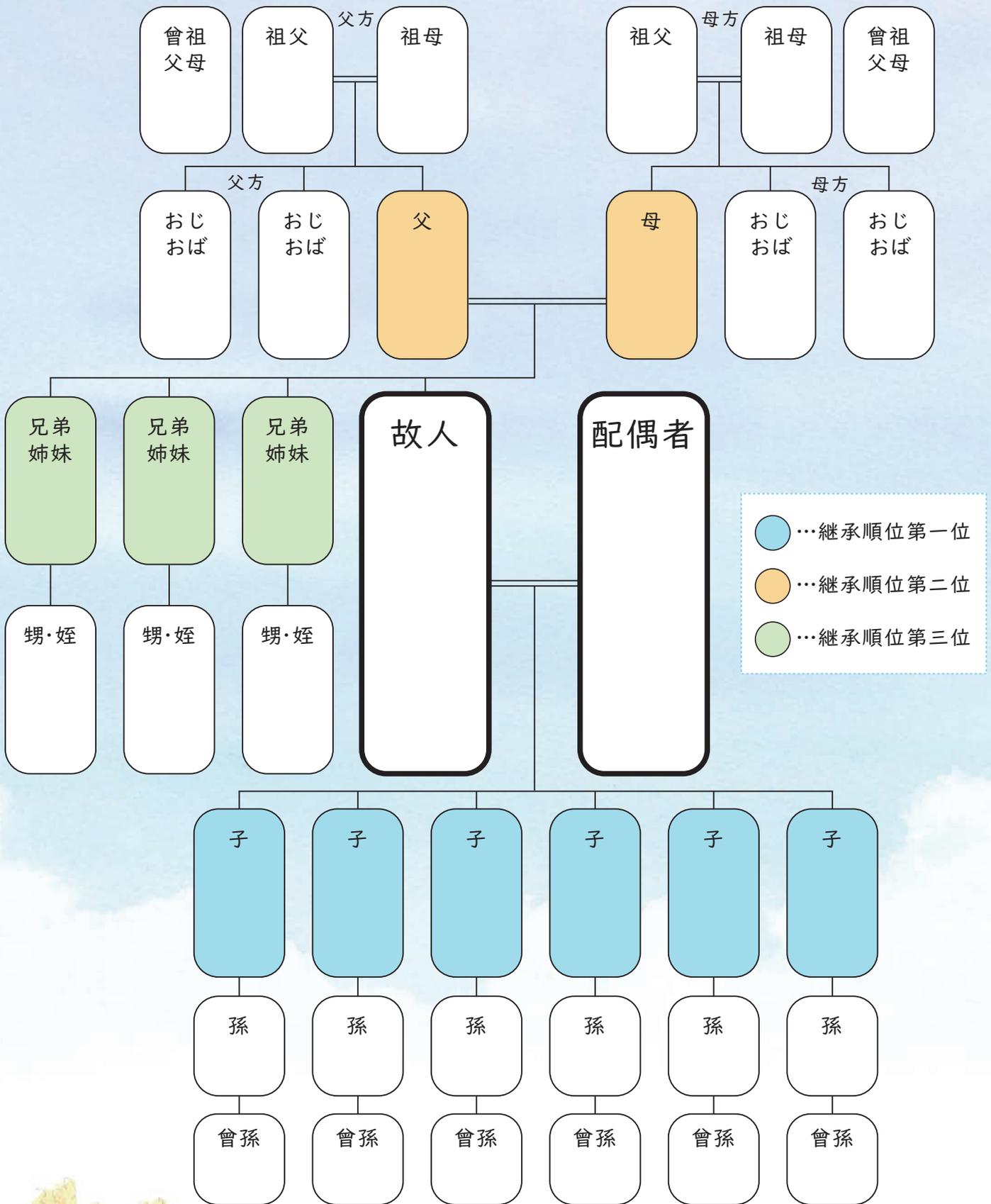
項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の市役所窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍を集めています」と申し出るとスムーズに取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要です。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所に確認してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◆ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として、法定相続情報証明制度があります。(p.31参照)

◆ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

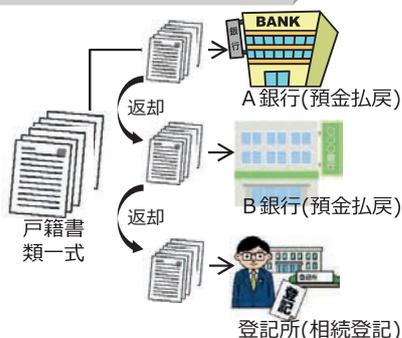


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

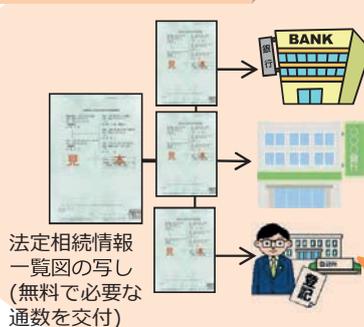
※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳細な手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。



◆少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証の返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話の解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書など
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイクなどの廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

 **法務省民事局**
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2024年5月版

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.

MEMO

広告

相続手続きの「道しるべ」に
煩雑な書類・境界・未登記建物…専門家があなたをナビゲートします！

車・バイク・預貯金・株式・投資信託・貸金債権も相続の対象です
未登記建物や土地の地目も現況に合わせて登記が必要です

戸籍って、
どこまで遡るの？

✓ご希望に応じて司法書士・税理士と連携対応

境界が曖昧な土地、
どうすれば？

未登記の建物、
放っておいて大丈夫？



預貯金・株式・借金…
すべて相続対象って
本当？

世界測地系座標による測量も対応可能です
お気軽にご相談ください。

HPはこちらから



行政書士・土地家屋調査士押尾正一事務所

〒289-1727 千葉県山武郡横芝光町宮川 5733-13

TEL 0479-84-1678 受付時間 10:00 ~ 17:00

www.oshio.jp info@oshio.jp



相続のご相談は 私たちにお任せください



何から手をつけたらいいの？

相続税はいくらかかるの？

「争族」がとても心配・・・

誰に相談すればいいのかわからない



突然訪れる相続に関する様々なお悩みに、
お客様に寄り添い、しっかりご支援致します。

年間
150件
以上の
申告実績

相続の
専任担当者が
いるので安心

他士業との
連携で
ワンストップ
サービス

初回相談
無料

お気軽にお電話ください



コンパッソグループ
渋谷、流山、横浜青葉、高田馬場、武蔵小杉、長野

コンパッソ税理士法人 千葉旭事務所

ホームページは
こちらから



☎0479-60-1122

営業時間：9:00～17:30

〒289-2511 千葉県旭市イ1729-1



相続手続 ご相談ください

不動産名義変更

預貯金解約

相続は、手続きが遅くなるほど不利益を被る可能性が高くなります。
できる限り早く手続きを済ませるためにも、
年間500件以上の相談実績がある当事務所へお気軽にご相談ください。
(ご来所の際はご予約いただけますと幸いです)



ご自身の相続時期をご確認ください。

2024年4月1日から相続登記が義務化されました。

相続が発生したことを知ってから**3年以内**に不動産の相続登記手続きを行わないと、**10万円以下の過料**が科せられる可能性があります。

※過去に相続した不動産も対象

司法書士法人 菅谷石橋事務所

■ 本店

〒289-2605
千葉県旭市琴田2815番地6

☎ **0479-74-8361**

営業時間：9:00～18:00
定休日：土日祝

■ 小見川支店

〒289-0314
千葉県香取市野田219番地1

☎ **0478-79-5655**

営業時間：10:00～16:00
定休日：土日祝

ホームページもご覧ください <https://sugaya-office.com/>



**銚子市一般廃棄物
収集運搬業許可業者**
茨城県、神栖市エリアも承っております。

遺品整理 一般家屋 解体工事

遺品整理

生前整理

解体工事

ゴミの
回収運搬

お片付け

こんなお悩みございませんか？

- ✓ 遠方のため自分で整理ができない
- ✓ 忙しくて作業時間がない
- ✓ 空き家となったお家をどうしよう などなど。

無料でお見積もり承ります。

☎ **0479-22-4927**

小さなことから
コツコツと..



アカネ興業

代表 多田 進哉

千葉県銚子市前宿町786-1

一般廃棄物収集運搬業 第A14040101号
解体工事業登録 千葉県知事(登-2)第0572号
茨城県知事(登-3)第237号

旭市で相続に関するご相談は

税理士法人デプロにお任せください

相続は、様々な手続きが必要となりますが、
何をしたらよいのかわからず困っていませんか？

遺言書作成、信託など生前対策に
関する相談をしたい。

どのように遺産を分割したら
いいのか相談したい。

農地等の納税猶予制度について
相談したい。

事業承継や生前贈与について
相談したい。

皆様のお悩みを解消し、円満な相続をサポートします。
お気軽にご相談ください



税理士法人デプロ(加瀬会計事務所)

☎ **0479-24-9092**

〒288-0036
千葉県銚子市西小川町297-1

平日 9:00 ~ 17:00 (事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です)

https://dpl.tkcfn.com
kase-shoichi@tkcnf.or.jp

ホーム
ページ
はこちら



相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつけられていない

家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい

安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない…

そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

実家のお墓を
墓じまいしたい…

相談は
無料

最適な
専門家を
紹介



何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

- 相続手続き
- 遺言書作成
- おひとりさまの身元保証・死後事務支援
- 家族信託
- お墓
- 売れない・貸せない不動産
- 介護施設選び
- 保険の見直し
- 墓じまい
- 遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！



通話
無料 **0120-948-644**

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）
*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。

親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階
「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

発 行 旭市
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年8月

本誌に掲載されている広告について、旭市が特定の事業者を保証・推奨するものではありません。広告内容などについての問い合わせは、直接、広告スポンサーに問い合わせてください。

